

社債権者集会招集通知
(兼 社債権者集会参考書類)

2025 年 11 月 12 日

株式会社トプコン

第 4 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

第 5 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

社債権者 各位

株式会社トプコン
代表取締役社長 CEO 江藤 隆志

株式会社トプコン（以下「当社」といいます。）は、当社が 2020 年 6 月 24 日に発行した総額 100 億円の株式会社トプコン第 4 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BL63）（以下「第 4 回無担保社債」といいます。）、2023 年 6 月 8 日に発行した総額 100 億円の株式会社トプコン第 5 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BP69）（以下「第 5 回無担保社債」といいます。）及び総額 100 億円の株式会社トプコン第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040AP60）（以下「第 6 回無担保社債」といいます。）（以下、総称して「本各社債」といいます。）について、それぞれ、下記のとおり、本各社債の社債要項に定める償還及び利息支払期限の条件変更（内容は、下記 1 に記載するとおりであり、以下「本条件変更」といいます。）を行う社債権者集会（以下、総称して「本各社債権者集会」といいます。）を開催いたします。

ご本人又は代理人様にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席いただけない場合は、事前に書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権行使を行う場合には、下記 3.（2）をご参照のうえ、議決権行使書面（別紙 1 をご参照ください。）を、当社より本各社債権者集会開催に係る事務サポートを依頼しております株式会社みずほ銀行資本市場部へご送付くださいますようお願い申し上げます。

本書では、あわせて議案及び提案の理由並びに皆様の議決権の行使についてご留意いただきたい事項及びお手続についても記載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

記

1. 本各社債に係る本各社債権者集会の開催

本各社債の本条件変更は、以下のとおり開催予定の本各社債権者集会に諮ったうえ

で決定されます。また、本各社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

(1) 第4回無担保社債に係る社債権者集会

- ① 日時 2025年12月10日(水) 午後1時
- ② 場所 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町75番1号
当社本店10号館6階会議室(当日の受付は1階)
- ③ 目的事項 第4回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第4回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2030年6月24日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)	10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2026年1月30日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)
11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020年12月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月24日及び12月24日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020年12月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月24日及び12月24日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年12月25日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(2) 第5回無担保社債に係る社債権者集会

- ① 日時 2025年12月10日(水) 午後2時
- ② 場所 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町75番1号
当社本店10号館6階会議室(当日の受付は1階)
- ③ 目的事項 第5回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第5回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2026 年 <u>6</u> 月 <u>8</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)	10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2026 年 <u>1</u> 月 <u>30</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)
11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023 年 12 月 8 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 8 日及び 12 月 8 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。 <u> </u> (以下省略)	11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023 年 12 月 8 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 8 日及び 12 月 8 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025 年 12 月 9 日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(3) 第 6 回無担保社債に係る社債権者集会

- ① 日時 2025 年 12 月 10 日 (水) 午後 3 時
- ② 場所 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町 75 番 1 号
 当社本店 10 号館 6 階会議室 (当日の受付は 1 階)
- ③ 目的事項 第 6 回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第 6 回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2028年6月8日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)	10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2026年1月30日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)
11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年12月8日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月8日及び12月8日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年12月8日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月8日及び12月8日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年12月9日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

2. 本各社債権者集会を開催する理由（提案の理由）

既に公表されておりますとおり、2025年7月29日から実施されたTK株式会社による当社普通株式等に対する公開買付けの成立、及び、その後に実施される当社における株式併合の一連の手続により、当社は、2025年12月2日をもって東京証券取引所プライム市場において上場廃止となる予定です（以下「本非公開化」といいます。）。

本非公開化に伴い、本各社債の繰上償還を行うために、本各社債権者集会を開催し、本各社債の社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

3. 本各社債権者集会の開催及び運営

(1) 議決権行使に先立つ86条証明書の手続について

本各社債権者集会における議決権行使にあたりましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第86条第1項乃至第3項に従い、本各社債権者集会の開催日の1週間前（2025年12月2日（火）必着。以下「ご提出期限」といいます。）までに、振替機関又は口座管理機関にてご発行いただく、振替法第86条第3項に規定する証明書（以下「86条証明書」といいます。）を当社にご提出いただく必要がございます。

そのため、ご提出期限までに、下記「②ご提出先」記載の窓口へ、別紙2の様式による「預り証発行依頼書」等とともに、86条証明書をご提出ください（ご提出期限同日

必着でお願いいたします。)。ご提出いただいた 86 条証明書は、当社において、本各社債権者集会終了までお預かりし、「預り証」を発行いたします。本各社債権者集会にご出席の際は、「預り証」をご提示ください。「預り証」のご提示をもって、86 条証明書の提出があったものとみなします。

※86 条証明書が発行されてから、発行した振替機関又は口座管理機関に返還されるまでの間は、当該社債について、譲渡、買入その他処分を行うことはできません。

① ご提出いただく書類

- ・ 86 条証明書
- ・ 預り証発行依頼書（別紙 2。印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。）
- ・ 印鑑証明書（3 ヶ月以内に発行されたもの）

② ご提出先

〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号
株式会社みずほ銀行 資本市場部 飯塚・森田

③ ご提出期限

2025 年 12 月 2 日（火） 必着

④ 86 条証明書について

本各社債権者集会のためにご提出いただく 86 条証明書の詳細については、本各社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関にお問い合わせください。当社においては、86 条証明書の取得手続についてお答えをすることはできません。

（2）議決権行使手続について

【事前に書面にて議決権を行使される場合】

本各社債権者集会当日のご出席に代えて、書面による議決権行使を行うことができます。

① ご提出いただく書類

（ア） 議決権行使書面（別紙 1）

※議決権行使書面に議案についての賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

※代表者様等の変更により預り証発行依頼書と異なるご実印を押印され

る場合には、改めて印鑑証明書の添付をお願いいたします。

(イ) 預り証

確認後、預り証発行依頼書に記載された住所へご返送いたします。

② ご提出先

〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

株式会社みずほ銀行 資本市場部 飯塚・森田

③ ご提出期限

2025年12月9日（火）午後5時 必着

④ 86条証明書の返却手続

本各社債権者集会の開催日の翌日以降に、郵送にて預り証発行依頼書に記載された住所へお送りいたします。

※86条証明書が発行されてから、発行した振替機関又は口座管理機関に返還されるまでの間は、当該社債について、譲渡、買入その他の処分はできません。

⑤ ご留意事項

(ア) 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。

(イ) 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が当社に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。

(ウ) 議決権行使書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会時の保有金額（86条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

⑥ 上記（１）記載の86条証明書のお手続と同時に、事前に書面にて議決権を行使される場合

上記（１）「①ご提出いただく書類」に加え、議決権行使書面（別紙１）をご同封いただき（預り証は発行前ですのでご同封は不要です。）、上記（１）「②ご提出先」へご提出ください。この場合、上記（１）「③ご提出期限」記載の2025年12月2日（火）（必着）までに必要書類をご提出ください。当該書類を受付後、当社において「預り証」を発行いたします。なお、法令上、86条証明書のご提出期限が

議決権行使書面の提出期限より早く到来するため、86 条証明書のお手続と書面による議決権行使を同時に行う場合には、上述のとおり、議決権行使書面についても 86 条証明書のご提出期限である 2025 年 12 月 2 日（火）（必着）までにご提出いただく必要がありますので、ご注意ください。

【本各社債権者集会に出席して議決権を行使される場合】

① 本各社債権者集会当日にご持参いただく書類

（ア） 議決権行使書面（別紙 1）

※議決権行使書面に議案についての賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

※代表者様等の変更により預り証発行依頼書と異なるご実印を押印される場合には、改めて印鑑証明書の添付をお願いいたします。

（イ） 預り証

提示手続完了後、お返しいたします。

（ウ） 本人確認書類

ご出席される方の本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード等の公的機関発行の個人住所の記載のある本人確認可能な書類）

（エ） 議決権行使委任状（代理人様をご出席される場合）

別紙 3 の様式をご使用ください。

※会社の代表者様でない方がご出席される場合、86 条証明書記載の社債権者様以外の方がご出席される場合には、議決権行使委任状が必要となります。

※印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

（オ） ご出席される方のお名刺

本人確認のためご用意ください。

② 86 条証明書の返却手続

本各社債権者集会の開催日の翌日以降に、郵送にて預り証発行依頼書に記載された住所へお送りいたします。

（3）議決権の不統一行使時の注意事項

- ① 書面により議決権行使を行うか、本各社債権者集会にご出席いただき議決権行使を行うかを問わず、会社法第 728 条第 1 項に基づき議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 12 月 6 日（土）（必着）又は事前に書面にて議決権を行使される時のいずれか早い日までに「議決権の不統一行使について（通知）」（別紙 4）を印

鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）とともに下記へご提出ください。なお、印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

※代表者様等の変更により預り証発行依頼書と異なるご実印を押印される場合には、改めて印鑑証明書の添付をお願いいたします。

〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社みずほ銀行 資本市場部 飯塚・森田

- ② 会社法第728条第2項に定める「他人のために社債を有する」場合に該当しない社債権者様の議決権の不統一行使はお断りさせていただきます。
- ③ 議案に対する賛及び否の議決権の額の合計額が議決権の額を下回った場合には、当該差額分は、不行使として取り扱います。

※ ご参考：本各社債権者集会に関する手続日程

手続	日程（期限等）	備考
振替機関又は口座管理機関との 86 条証明書の発行手続	下記ご提出期限までに提出いただけるよう 86 条証明書の発行に係るお手続をお願いいたします。	上記 3.（1）をご参照のうえ、本各社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関へお問い合わせください。
86 条証明書の提出	2025 年 12 月 2 日（火）必着	上記 3.（1）をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
議決権不統一行使通知書の提出（※必要な場合）	2025 年 12 月 6 日（土）必着	上記 3.（3）をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
書面による議決権行使	2025 年 12 月 9 日（火）午後 5 時（必着）まで	上記 3.（2）をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権を行使するには、上記の 86 条証明書（又は預り証）の提出（又は提示）が必要となりますので、ご注意ください。 また、86 条証明書のお手続と同時に書面による議決権行使を行うには、2025 年 12 月 2 日（火）（必着）までに議決権行使書面をお送りいただく必要がありますので、ご注意ください。
本各社債権者集会への出席及び議決権行使	2025 年 12 月 10 日（水）	上記 3.（2）をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権を行使するには、上記の預り証の提示が必要となりますので、ご注意ください。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社トプコン 財務本部 財務部

電話番号：03-3558-2538

E-Mail：finance.sec@topcon.com

なお、本各社債権者集会の事務的な内容のお問い合わせは、下記へお問い合わせください。

株式会社みずほ銀行 資本市場部

飯塚・森田

電話番号：03-6735-2441

E-Mail：bond.supporter@mizuho-bk.co.jp

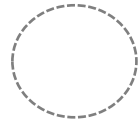
別紙 1：第 4 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

議決権行使書面

2025 年 月 日

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名
預り証番号



(実印)

2025 年 12 月 10 日に開催される株式会社トプコン第 4 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BL63）（以下「第 4 回無担保社債」といいます。）に係る社債権者集会の下記議案につき、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。なお、継続会又は延会となった場合にも下記のとおり議決権を行使します。

記

1. 議案 第 4 回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
2. 行使することができる議決権の額 _____ 円
3. 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○を記載してください。）

賛 ・ 否

以 上

（留意事項）

- ※ 当日のご出席の際は、この議決権行使書面（社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名及び預り証番号並びに行使する議決権の額を事前にご記載ください。）をご持参ください。
- ※ 当日ご出席いただけない場合は、この議決権行使書面に日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名及び預り証番号、行使する議決権の額並びに議決権行使の内容をご記載いただきご捺印のうえ、2025 年 12 月 9 日（火）午後 5 時（必着）までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。なお、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。）のお手続と同時に事前に書面にて議決権を行使される場合には「預り証番号」は空欄とし、2025 年 12 月 2 日（火）（必着）までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。
- ※ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。
- ※ 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ※ この議決権行使書面に記載されている議決権の額と本社債権者集会時の保有金額（86 条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

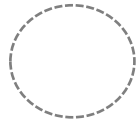
別紙 1：第 5 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

議決権行使書面

2025 年 月 日

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名
預り証番号



(実印)

2025 年 12 月 10 日に開催される株式会社トプコン第 5 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BP69）（以下「第 5 回無担保社債」といいます。）に係る社債権者集会の下記議案につき、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。なお、継続会又は延会となった場合にも下記のとおり議決権を行使します。

記

1. 議案 第 5 回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
2. 行使することができる議決権の額 _____ 円
3. 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○を記載してください。）

賛 ・ 否

以 上

（留意事項）

- ※ 当日のご出席の際は、この議決権行使書面（社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名及び預り証番号並びに行使する議決権の額を事前にご記載ください。）をご持参ください。
- ※ 当日ご出席いただけない場合は、この議決権行使書面に日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名及び預り証番号、行使する議決権の額並びに議決権行使の内容をご記載いただきご捺印のうえ、2025 年 12 月 9 日（火）午後 5 時（必着）までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。なお、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。）のお手続と同時に事前に書面にて議決権を行使される場合には「預り証番号」は空欄とし、2025 年 12 月 2 日（火）（必着）までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。
- ※ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。
- ※ 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ※ この議決権行使書面に記載されている議決権の額と本社債権者集会時の保有金額（86 条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

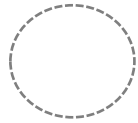
別紙 1：第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

議決権行使書面

2025 年 月 日

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名
預り証番号



(実印)

2025 年 12 月 10 日に開催される株式会社トプコン第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040AP60）（以下「第 6 回無担保社債」といいます。）に係る社債権者集会の下記議案につき、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。なお、継続会又は延会となった場合にも下記のとおり議決権を行使します。

記

1. 議案 第 6 回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
2. 行使することができる議決権の額 _____ 円
3. 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○を記載してください。）

賛 ・ 否

以 上

（留意事項）

- ※ 当日のご出席の際は、この議決権行使書面（社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名及び預り証番号並びに行使する議決権の額を事前にご記載ください。）をご持参ください。
- ※ 当日ご出席いただけない場合は、この議決権行使書面に日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名及び預り証番号、行使する議決権の額並びに議決権行使の内容をご記載いただきご捺印のうえ、2025 年 12 月 9 日（火）午後 5 時（必着）までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。なお、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。）のお手続と同時に事前に書面にて議決権を行使される場合には「預り証番号」は空欄とし、2025 年 12 月 2 日（火）（必着）までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。
- ※ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。
- ※ 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ※ この議決権行使書面に記載されている議決権の額と本社債権者集会時の保有金額（86 条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

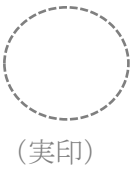
別紙 2：第 4 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

預り証発行依頼書

2025 年 月 日

社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



株式会社トプコンが 2020 年 6 月 24 日に発行した総額 100 億円の株式会社トプコン第 4 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BL63）（以下「本社債」といいます。）につき、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。） _____ 通（内容：額面総額合計 _____ 億円）を受領のうえ、本社債の社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）における議決権行使の前提書類としてお預かりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本社債権者集会が開催された場合、又は、本社債権者集会の開催が取止めとなった場合には、速やかにご返却くださいますようお願いいたします。

なお、預り証及び 86 条証明書を郵送にて送付する際は下記連絡先へ送付をお願いいたします。

記

〈連絡先〉

氏名・商号	
住所	
電話番号	
担当部署	
担当者名	

以 上

別紙 2：第 5 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

預り証発行依頼書

2025 年 月 日

社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



株式会社トプコンが 2023 年 6 月 8 日に発行した総額 100 億円の株式会社トプコン第 5 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BP69）（以下「本社債」といいます。）につき、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。）____通（内容：額面総額合計____億円）を受領のうえ、本社債の社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）における議決権行使の前提書類としてお預かりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本社債権者集会が開催された場合、又は、本社債権者集会の開催が取止めとなった場合には、速やかにご返却くださいますようお願いいたします。

なお、預り証及び 86 条証明書を郵送にて送付する際は下記連絡先へ送付をお願いいたします。

記

〈連絡先〉

氏名・商号	
住所	
電話番号	
担当部署	
担当者名	

以 上

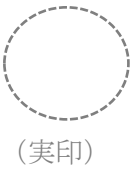
別紙 2：第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

預り証発行依頼書

2025 年 月 日

社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



株式会社トプコンが 2023 年 6 月 8 日に発行した総額 100 億円の株式会社トプコン第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040AP60）（以下「本社債」といいます。）につき、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。）____通（内容：額面総額合計____億円）を受領のうえ、本社債の社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）における議決権行使の前提書類としてお預かりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本社債権者集会が開催された場合、又は、本社債権者集会の開催が取止めとなった場合には、速やかにご返却くださいますようお願いいたします。

なお、預り証及び 86 条証明書を郵送にて送付する際は下記連絡先へ送付をお願いいたします。

記

〈連絡先〉

氏名・商号	
住所	
電話番号	
担当部署	
担当者名	

以 上

別紙3：第4回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

委任状

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

私は、_____を代理人と定め、私の所有する株式会社トプコン第4回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP363040BL63）につき、下記の権限を委任します。

記

1. 2025年12月10日に開催される株式会社トプコン第4回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP363040BL63）の社債権者集会（その継続会又は延会を含む。）に私を代理して出席し、議決権を行使すること。
2. 復代理人の選任。
3. その他上記に関連して代理人が必要と認める一切の行為を行うこと。

以 上

2025年 月 日

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



（実印）

別紙3：第5回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

委任状

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

私は、_____を代理人と定め、私の所有する株式会社トプコン第5回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP363040BP69）につき、下記の権限を委任します。

記

1. 2025年12月10日に開催される株式会社トプコン第5回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP363040BP69）の社債権者集会（その継続会又は延会を含む。）に私を代理して出席し、議決権を行使すること。
2. 復代理人の選任。
3. その他上記に関連して代理人が必要と認める一切の行為を行うこと。

以 上

2025年 月 日

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



（実印）

別紙3：第6回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

委任状

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

私は、_____を代理人と定め、私の所有する株式会社トプコン第6回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP363040AP60）につき、下記の権限を委任します。

記

1. 2025年12月10日に開催される株式会社トプコン第6回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP363040AP60）の社債権者集会（その継続会又は延会を含む。）に私を代理して出席し、議決権を行使すること。
2. 復代理人の選任。
3. その他上記に関連して代理人が必要と認める一切の行為を行うこと。

以 上

2025年 月 日

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



（実印）

別紙4：第4回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

議決権の不統一行使について（通知）

2025 年 月 日

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



2025 年 12 月 10 日に開催される株式会社トプコン第4回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BL63）の社債権者集会（その継続会又は延会を含む。）において、会社法第728条第1項に基づき、下記のとおり議決権を不統一行使（一部行使を含む。）する場合がありますので通知いたします。

記

1. 議決権不統一行使の理由

2. 議決権不統一行使の方法

議決権行使書面の「3. 議決権行使の内容」に記載する。

以 上

（留意事項）

議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 12 月 6 日（土）（必着）又は事前に書面にて議決権を行使される時のいずれか早い日までに、本通知書を印鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）とともに社債権者集会招集通知（兼社債権者集会参考書類）記載の宛先へご提出ください。

別紙4：第5回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

議決権の不統一行使について（通知）

2025 年 月 日

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



2025 年 12 月 10 日に開催される株式会社トプコン第5回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BP69）の社債権者集会（その継続会又は延会を含む。）において、会社法第728条第1項に基づき、下記のとおり議決権を不統一行使（一部行使を含む。）する場合がありますので通知いたします。

記

1. 議決権不統一行使の理由

2. 議決権不統一行使の方法

議決権行使書面の「3. 議決権行使の内容」に記載する。

以 上

（留意事項）

議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 12 月 6 日（土）（必着）又は事前に書面にて議決権を行使される時のいずれか早い日までに、本通知書を印鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）とともに社債権者集会招集通知（兼社債権者集会参考書類）記載の宛先へご提出ください。

別紙 4：第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）用

議決権の不統一行使について（通知）

2025 年 月 日

社債権者集会招集者兼社債発行会社
株式会社トプコン 御中

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



2025 年 12 月 10 日に開催される株式会社トプコン第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040AP60）の社債権者集会（その継続会又は延会を含む。）において、会社法第 728 条第 1 項に基づき、下記のとおり議決権を不統一行使（一部行使を含む。）する場合がありますので通知いたします。

記

1. 議決権不統一行使の理由

2. 議決権不統一行使の方法

議決権行使書面の「3. 議決権行使の内容」に記載する。

以 上

（留意事項）

議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 12 月 6 日（土）（必着）又は事前に書面にて議決権を行使される時のいずれか早い日までに、本通知書を印鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）とともに社債権者集会招集通知（兼社債権者集会参考書類）記載の宛先へご提出ください。